

(6) 家事労働者（ニューヨーク州では一家庭に於て一ヶ年十五日以上四人若くはそれ以上雇傭している場合は、保険の対象となることを規定している）

(7) 州及び市町村の官公廳の従業員（ワイスコンシン州に於ては、市町村官公廳の従業員は対象となつてゐる。）

(8) 教育、宗教、其他慈善事業等、非營利的事業に於て雇傭されるもの

(9) 自由労働者、定職でなく、日雇又は臨時的に雇われるもの

州の多くは州の法規によつて、たとえ保険の対象とならない場合も、雇主の希望により賃金に基く税を支拂えば、保険の対象となり得ることとなつてゐる。

勤勞者が失業した際、失業保険の給付を受ける爲には、失業前の一定期間内に少くとも法定最低賃金を受けていなければならない。

殆ど總ての州では例外なく、失業中病氣であるか、又は其の他の理由で仕事に就くことが不可能な場合は、失業保険金を得られないこととなつてゐる。然し、ロードアイランド州及びカリフォルニア州では現金疾病保険法がある。又メリランド州、モンタナ州、ネバダ州、ミネソタ州、イリノイ州、インディアナ州、ワシントン州では、労働不能であつても、或る特別の場合に限り失業保険金を與へることを規定してゐる。

失業者は、若し適當な仕事を提供された場合は、何時でも就職しなければならぬことになつてゐる。ここで適當な仕事とは、本人がこれまでに得た経験と訓練とを必要とするような仕事を意味する。又その職場が住居からあまり遠くないことを條件とする。勤勞者は自分の専門の仕事を探すに充分な時日が與えられるが、失業期間があまり長くなると、州の擔當官はあまり熟練を必要とせず、賃金も安い仕事でも適當な仕事であると云うようになる。

右の他に官立の職業紹介所に定期的に行つて登録し、且つ報告しなければならぬ。

次のような場合には失業保険金の給付をうける資格を失う。

- (一) 適當な理由なしで勝手に自ら仕事を辭めた場合
- (二) 仕事上何か不法行爲があつて、解雇處分をうけた場合
- (三) 作業の停止を餘儀なくするようなストライキ其他労働爭議に直接關聯して、仕事を中上してゐる場合

(四) 適當な理由なく適當な仕事を提供されたにも拘らず、それを拒否した場合

州によつては、このように失格しても保険金の給付が二週間又は三週間延引するに過ぎないところもある。又ある州では、その他に金額を減ずるところもある。また二、三の州では失格した場合、給付を受ける権利を全く失ひ、再びその権利を得るためには初めから資格を得るようにならなければならない。

ないところもある。

然し失業中仕事を提供されてそれを拒否した場合でも、次の様な場合には失格をしない。

- (1) 現在罷業を行つている会社から仕事を提供された場合
- (2) 本人在住地方一般の仕事に比し賃金が安く、また労働条件も相當不利な仕事を提供された場合
- (3) 本人が会社の御用組合に加入することを強要されたり、又は労働組合へ加入しないことを強要された場合

(三) 失業保険金額 金額は各州の法律によつて種々差異がある。大體本人が常態の場合に得た週給の約半分程度である。最高額と最低額が定められて居り、週五弗以下と云うことはなく、最高は十五弗乃至二十八弗である。一、三例をあげると

州	最低	最高
カリフォルニア	一〇弗	二〇弗
ニューヨーク	一〇弗	二二弗
バージニア	五弗	一五弗
ウイスコンシン	八弗	二〇弗

失業してから保険金給付を受ける期間も州によつて夫々異なる。十四週間乃至二十六週間の州もあれ

ば、單に二週間に限定してゐる州もある。

(四) 部分失業保険 一州を除き他の州全部が事業不振等で勤勞者の賃金が低下し、労働時間が相當短縮された場合、部分的に扶助の形で失業保険給付を與えることを規定している。

(五) 失業保険請求方法 失業した場合保険金を請求するには、次の手續を必要とする。

- (1) 連邦政府地方職業紹介所に就職希望の登録をなす。
- (2) 次に州立地方失業補償事務所に保険金請求書を出す。
通例右の二事務所は同一の建物内にある。保険金給付は本人が就職に對して登録し、保険金の請求をなした日から效力を發する。従つて失業をした日は效力發生の日とはならない。
州によつて種々方法等異なるが、失業している間、本人は保険金を引續き受けるためには、一週間毎又は二週間毎に地方失業補償事務所に規定の報告をなす要がある。

メリーランド州を除き、各州とも待機期間と云ふものを設けている。つまり一週間又は二週間實際の保険金を受取るまで待つべき期間であつて、メリーランドでは、即時に支拂うこととなつている。

(六) 上告の権利 失業保険金に關し、不満と考えた場合、本人は上告出來、第一審で更に不満の場合は再審委員會に上告出來る。
これには時間的制限があつて、保険金に對する決定通知があつてから五日乃至七日以内になすもの

としてゐる。
 上告には保険金を請求した地方職業紹介所に自ら赴くか、又は書面で通知する。當事務所にて、
 關係書類を作成し、且詳細に互り説明を與える。これには費用を要しない、そして尙且つ不滿の場合
 は裁判所に提訴する。
 (終)

昭和二十二年十一月十五日 印刷
 昭和二十二年十一月二十日 發行

定價 三十五圓



米國に於ける解雇
 及び退職金制度

東京都千代田區丸ノ内一ノ二
 編著者 關東經營者協會
 發行人 關東經營者協會
 印刷所 合資會社 研文社

發行所
 東京都千代田區丸ノ内一ノ二
 關東經營者協會
 振替東京一九六七二二
 電話丸ノ内三一六六・四六四九